＜対象牛の区分及び添付が必要な証拠書類＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 繁殖供用（※1）の有無 | | 搾乳の有無 | 外部導入・自家産の別 | 対象区分名 | 区分の説明 |  | 必要な証拠書類 | |
|  | うち  当該経営での最終繁殖行為 |  | 要綱規定ヶ所 | 各区分共通で必要な書類 | 区分により必要な書類 |
| あり | なし | なし | 外部導入 | ①通常と畜 | 老廃用牛を導入して肥育（※2） | 第3の3の(1)(※3)及び(3) | ・販売を証する書類  （※5） | － |
| あり |
| 種付け  (不受胎・死産等含む) | なし | 外部導入  自家産 | ③不妊・死産等牛 | 種付け後、不受胎あるいは、死・流産等のため肥育 | 〃 | ・不受胎、死流産等であることが分かる書類（※4） |
| あり |
| 正常分娩 | なし | ②肉専廃用 | 正常分娩後、種付けせずそのまま肥育 | 〃 | ・最終分娩がわかる書類 |
| あり | ④搾乳肥育 | 正常分娩後、種付けせず搾乳の後廃用肥育 | 〃 |
| なし | － | － | 外部導入 | ⑤その他（導入） | 外部導入の肥育牛  （ﾏﾙｷﾝ加入要件を満たしている未加入牛） | 第3の3の(1) (※3)並びに(2)又は(4) | － |
| － | － | 自家産 | ⑥その他（自家） | 自家産の肥育牛  （ﾏﾙｷﾝ加入要件を満たしている未加入牛） | 〃 |

※１「繁殖供用」とは、雌牛については、出産に加え、妊娠、種付けを含みます。（Q＆A（R3.3.24版）問8　参照）

※2 妊娠牛（いわゆる「はらみ」）で導入し、当該経営で繁殖供用があった場合は、最終の繁殖供用内容により②～④に区分します。

※3 いわゆる「牛マルキン」の生産者負担金猶予期間は令和3年5月末までと決定したため、本事業の対象となる牛の販売期間は、「令和3年4月から5月末まで」となります。

※4 獣医師の診断書や診療簿の写し等で確認。（Q＆A（R3.3.24版）問10　参照）

※5「販売を証する書類」は販売先区分により以下のとおり。（Q＆A（R3.3.24版）問5　参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 販売先区分 | 証拠書類 |
| 1 | 卸売市場・食肉センター | 当該卸売市場及び食肉センターが発行する販売証明書、肉用牛売却証明書 |
| 2 | 農協・農協連（委託含む） | 農協等が証明する販売証明書、精算伝票、肉用牛売却証明書 |
| 3 | 生体市場（家畜市場） | 当該市場が発行する販売証明書、肉用牛売却証明書 |
| 4 | 家畜商（委託含む） | 当該家畜商が発行する購入伝票（相対取引の場合は、金銭の授受は金融機関を通じて行い、その金銭授受を証する通帳の写し等が証拠書類として必要です） |
| 5 | 委託と畜 | と畜場委託と畜を行い、枝肉を持ち帰り、枝肉又は加工して販売する場合は、当該と畜場が発行すると畜証明書 |